



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年  
No.10  
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

## 禁忌



### 事例

#### 【事例の詳細】

久しぶりに来局した20歳代女性患者の処方箋を応需した。患者は尋常性ざ瘡と診断され、ディフェリンゲル0.1%が処方された。患者には、1年以上前にディフェリンゲル0.1%の処方歴があった。薬剤師が、交付時に妊娠の有無について確認したところ、現在妊娠中であり、そのことを処方医には伝えていなかったことがわかった。ディフェリンゲル0.1%は、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に禁忌であるため疑義照会を行った結果、イオウ・カンフルローション「東豊」に変更となった。

#### 【推定される要因】

処方医が、患者に妊娠の有無を確認し忘れたと考えられる。また、患者自身も妊娠中であることを処方医に伝えていなかった。

#### 【薬局での取り組み】

妊娠の可能性のある年齢の患者にディフェリンゲル0.1%が処方された場合は、初回処方時だけでなく、久しぶりに処方された際にも妊娠の有無を確認する。



### その他の情報

#### ディフェリンゲル0.1%の添付文書 2023年1月改訂(第1版)(一部抜粋)

- 2.禁忌(次の患者には投与しないこと)
  - 2.2 妊婦又は妊娠している可能性のある女性
- 3.組成・性状
  - 3.1 組成  
有効成分 1g中 アダパレン 1mg
- 9.特定の背景を有する患者に関する注意
  - 9.5 妊婦

妊婦又は妊娠している可能性のある女性には使用しないこと。妊娠した場合、あるいは妊娠が予想される場合には医師に知らせるよう指導すること。



### 事例のポイント

- アダパレンを含有する外用薬の尋常性ざ瘡治療薬には、ディフェリンゲル0.1%の他に、後発医薬品や過酸化ベンゾイルとの配合剤であるエピデュオゲルが販売されており、いずれも妊婦又は妊娠している可能性のある女性に禁忌である。
- 尋常性ざ瘡は、思春期以降に発症する毛包脂腺系の慢性炎症性疾患であり、若い世代の患者に発症することが多い。妊娠可能な年代の女性にアダパレンを含有する製剤が処方された場合は、妊娠または妊娠している可能性を確認したうえで調剤を行う必要がある。
- 妊娠している患者の中には、内服薬の胎児への影響に関して意識は高くても、外用薬は影響がないと思い込み、医師や薬剤師に妊娠している事実を伝えない患者がいる。妊娠可能な年代の女性にアダパレンを含有する外用薬が処方された際、薬剤師は患者に、妊婦または妊娠している可能性のある女性には使用できないことを説明し、薬剤使用中に妊娠した場合あるいはその可能性が生じた場合には使用を中止し、医師に知らせるよう、説明を行うことが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話: 03-5217-0281 (直通) FAX: 03-5217-0253 (直通)  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



# 共有すべき事例

疑義照会・処方医への情報提供

## 患者に不適切な剤形（吸入薬）



### 事例

#### 【事例の詳細】

インフルエンザウイルス感染症と診断された7歳の患者に、イナビル吸入粉末剤20mgが処方された。吸入確認用の笛を用いて適切に吸入できるか確認を行ったところ、患者はうまく吸入できなかった。薬剤師は患者家族に、吸入薬では薬剤の効果を得られない可能性があることを説明し、内服薬への変更を提案したところ、了承を得た。処方医に疑義照会を行い、内服薬への変更を提案した結果、タミフルドライシロップ3%へ変更となった。

#### 【推定される要因】

診察時に、患者家族が、1回の吸入で治療が完了するイナビル吸入粉末剤20mgを希望した際、処方医は、患者本人が吸入可能であるか確認しなかったと考えられる。

#### 【薬局での取り組み】

小児にイナビル吸入粉末剤20mgを交付する際、患者が吸入することができるか確認する。



### その他の情報

#### イナビル吸入粉末剤20mgの添付文書 2024年10月改訂（第2版）（一部抜粋）

9.特定の背景を有する患者に関する注意

9.7 小児等

9.7.1 本剤を適切に吸入投与できると判断された場合にのみ投与すること。

14.適用上の注意

14.2 薬剤交付時の注意

14.2.1 患者又は保護者には添付の使用説明書を渡し、空の容器によるデモンストレーションも含めて使用方法を指導すること。



### 事例のポイント

- 本事例は、小児の患者にイナビル吸入粉末剤20mgが処方された際、薬剤師が、吸入確認用の笛を用いて患者が吸入できるか確認し、吸入薬の使用は難しいと判断したため、内服薬への変更を処方医に提案した事例である。
- イナビル吸入粉末剤20mgが初めて処方された患者には、吸入方法を指導し、正しく吸入できるかを確認する必要がある。患者が吸入できるか確認する際は、製薬企業が提供している吸入確認用の笛などを活用することが有用である。
- 吸入薬の他にも、医療技術の進展により、さまざまな特徴を持つ外用薬が次々と発売されている。薬剤師は、患者が処方された薬剤を使用できるか見極め、使用が困難な場合は、薬剤の変更を提案することも重要である。





# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年  
No.10  
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

## インクレチン関連薬の重複



### 事例

#### 【事例の詳細】

エクメット配合錠HDを服用している糖尿病の患者に、マンジャロ皮下注2.5mgアテオスが新たに処方された。マンジャロ皮下注2.5mgアテオスの添付文書の重要な基本的注意には、「本剤とDPP-4阻害剤はいずれもGLP-1受容体及びGIP受容体を介した血糖降下作用を有している。両剤を併用した際の臨床試験成績はなく、有効性及び安全性は確認されていない。」と記載されている。エクメット配合錠HDはDPP-4阻害薬であるビルダグリブチンを含有する薬剤であるため、処方医に疑義照会を行った結果、エクメット配合錠HDはメトグルコ錠500mgに変更となった。

#### 【推定される要因】

処方医が、エクメット配合錠HDに、DPP-4阻害薬であるビルダグリブチンが含まれていることを失念した可能性がある。

#### 【薬局での取り組み】

マンジャロ皮下注アテオスが処方された際は、DPP-4阻害薬が処方されていないか確認する。マンジャロ皮下注アテオスの薬剤棚にDPP-4阻害薬との重複に注意を促す表示を行う。



### その他の情報

マンジャロ皮下注2.5mgアテオス/5mgアテオス/7.5mgアテオス/10mgアテオス/12.5mgアテオス/15mgアテオスの医薬品インタビューフォーム 2024年8月改訂（第6版）（一部抜粋）

VIII.安全性（使用上の注意等）に関する項目

5.重要な基本的注意とその理由

（解説）

8.15 本剤とDPP-4阻害剤はいずれもGLP-1受容体及びGIP受容体を介した血糖降下作用を有しているが、両剤を併用した臨床試験は実施されておらず、有効性及び安全性が確認されていないため、DPP-4阻害剤とは併用しないこと。



### 事例のポイント

- マンジャロ皮下注アテオスは2023年4月に販売が開始された、世界初の持続性GIP/GLP-1受容体作動薬である。
- マンジャロ皮下注アテオスが処方された際は、GLP-1受容体やGIP受容体を介した血糖降下作用を有するインクレチン関連薬との重複に注意する必要がある。作用機序が同じである他のGLP-1受容体作動薬だけでなく、DPP-4阻害薬との重複についても確認することが重要である。
- 本事業の第31回報告書（2024年9月公表）の分析テーマでは、「新規収載医薬品<sup>\*</sup>に関する事例」として、マンジャロ皮下注アテオスに関する事例を取り上げた。調剤に関するヒヤリ・ハット事例や、疑義照会や処方医への情報提供に関する事例を分析し、報告された内容を整理して掲載している。

新規収載医薬品に関する事例ーマンジャロ皮下注アテオス、グラアルファ配合点眼液ー

<sup>\*</sup>本事業における「新規収載医薬品」とは、報告された事例の発生月において薬価収載1年未満の新医薬品（医療用医薬品）である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。